



2024年10月30日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫  
(コード番号 8818 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員管理統括 多田 順一  
(TEL06-6202-7331)

## 自己株式の取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および  
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、資本効率の向上を図るため、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得

##### (1) 自己株式取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

##### (2) 取得の内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式  
②取得する株式の総数 400,000 株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.82%)  
③株式の取得価額の総額 700,000,000 円(上限)  
④取得期間 2024年11月1日～2024年12月27日  
⑤取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)  
(注)市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

#### 2. 自己株式の消却

- (1)消却する株式の種類 当社普通株式  
(2)消却する株式の総数 上記1により取得した自己株式の全株式数  
(3)消却予定日 2025年2月14日

(ご参考)2024年9月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 48,969,790 株  
自己株式数 241,708 株

以 上